

vol.49-10 (通算 559号)

2020年1月号

やどかり

2020年1月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

障害者自立支援法違憲訴訟「基本合意」から10年 約束を形骸化させないために

1月7日、「障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国(厚生労働省)との基本合意文書」(以下、基本合意)締結から10年を迎えた。

基本合意は、憲法に保障されている人間の尊厳、生存権が奪われる障害者自立支援法は違憲だと訴えた71名の原告と174名の弁護団による集団訴訟の中で勝ち取った歴史的な文書である。

この文書では、「国(厚生労働省)は、速やかに応益負担(定率負担)制度を廃止し、…障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する。そこにおいては、障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする」「…応益負担の導入等を行ったことにより…障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、…心から反省の意を表明する」「…新たな福祉制度の構築に当たっては、現行の介護保険制度との統合を前提とはせず…」などが確認され、利用者負担、支給決定、報酬支払い方式、「障害」の範囲、予算増など原告らの指摘を踏まえしっかり検討するとした。

この基本合意を受けて、全国14地裁で争われていた違憲訴訟は和解。政府は障害のある人が加わった「障がい者制度改革推進会議」を設置し、その下におかれた「総合福祉部会」によって議論が重ねられ、その議論にはやどかりの里も関わってきた。そして2011年、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(以下、骨格提言)がまとめられたの

である。

骨格提言の指針となった基本合意は、新法に向けて国が約束した最低限のラインであり、国がこれを破ることは許されないはずであった。

しかしながら期待は裏切られ、成立したのは、法の根幹部分である応益負担を温存させ、自立支援法の看板を掛け替えただけの「障害者総合支援法」であった。施行後「3年の見直し」についても、基本合意は反故にされ、骨格提言にも沿わない内容での改正となった。

その後も、社会保障の公的責任を後退させる「わが事・丸ごと」政策の推進、雇用対策の信頼を失う「障害者雇用水増し問題」の発覚、「旧優生保護法による強制不妊訴訟」、「65歳問題」(介護保険優先原則を理由にした障害福祉サービスの打ち切り)を違法とした岡山浅田訴訟(全面勝訴)など、基本合意を守る姿勢が疑われる。

締結から10年がたった今、改めて、① 国(厚生労働省)が約束した公文書である基本合意を守ること、② 批准した国際条約である障害者権利条約を遵守すること、③ 新しい福祉法制づくりの羅針盤である骨格提言を実現していくこと、を強く求めたい。

今後も障害分野を取り巻く情勢は厳しくなることが予想される。今年、設立50周年を迎えたやどかりの里は、改めて活動の原点である「ともに活動を創り合っていく」精神に立ち返り、「障害のある人の尊厳と権利を守る」ために、基本合意を形骸化させぬよう多くの仲間と連帯し、運動を続ける覚悟である。